
令和5年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和5年3月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和5年3月20日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第4号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第19号 令和5年度高千穂町一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第21号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第28号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第32号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第5号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第22 発委第2号 鉄道公園化に関する特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第19号 令和5年度高千穂町一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定について
- 日程第5 議案第9号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 高千穂町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第21号 令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和5年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和5年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第28号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第32号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第5号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第6号 高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第7号 高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第8号 高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第22 発委第2号 鉄道公園化に関する特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第24 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて
-

出席議員（12名）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第4号

日程第2. 議案第19号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第1、議案第4号及び日程第2、議案第19号について、一括議題とします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○一般会計予算審査特別委員長（本願 和茂議員） 令和5年第1回定例会本会議2日目に付託されました議案19号令和4年度高千穂町一般会計予算、議案4号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上2件の審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査期間は、3月8日から10日の3日間で、14の関係各課の審査を行いました。

令和5年度高千穂町一般会計予算総額は、前年度の当初予算と比較してプラス14.6%、12億5,600万円増の98億6,400万円となっています。

歳入の町税は、対前年度4.5%増の10億4,632万円を見込んでおり、新型コロナの影響がないことを予測しての増となっています。

寄附金が、対前年度プラス33.3%、5,000万円増の2億10万円で、ふるさと応援寄附金の5,000万円増額見込みによるものです。

地方交付税は、対前年度マイナス2.6%、1億341万円減の38億1,970万円で、歳入の38.7%を占めています。

繰入金5億7,661万円と前年度より107%大幅に増加している要因は、当初予算で財政調整基金5億4,614万円が計上されているためです。

国庫支出金は、対前年度プラス21.1%、1億8,725万円増の10億7,562万円、県支出金はプラス99.7%、8億8,000万円増の17億6,233万円となっています。

いずれも増加の要因は、過年度発生の災害復旧事業分によるものです。

その他、財産収入が対前年度マイナス62.9%、1億2,123万円減の7,153万円、諸収入が、対前年度マイナス39%、4,222万円減の6,615万円となっています。

町債はマイナス4.7%、2,864万円減の5億7,569万円となっていますが、災害復旧事業債は、前年度より1億4,060万円の増となっています。

臨時財政対策債は、7,674万円減の3,379万円で、令和5年度地方債計画案より前年比マイナス30%となっているためです。

歳入当初予算の自主財源の占める割合は22.6%、22億2,639万円で、対前年度2億4,630万円、12.4%の増となっています。

依存財源は76億3,760万円で、歳入の77.4%を占めており、対前年度プラス15.2%、10億969万円の増となっています。

歳出では、過年度発生農地農業用施設災害復旧事業費に8億5,338万円、過年度発生道路橋梁河川災害復旧事業費に3億4,200万円、過年度発生林業施設災害復旧事業費に1億311万円、農地・農業用施設災害自力復旧事業補助金等の農地費に1億7,007万円、消防団本部車・小型ポンプ4台購入等の消防施設費に4,629万円、西臼杵地域公立病院統合再編準備室負担金に1,841万円、九州中央自動車道関連事業費に8,698万円、鉄道公園整備事業費に4,424万円、まちづくり公社運営補助金1,090万円を含む経済好循環創造プロジェクト事業費に2,290万円、出産・子育て応援給付金事業や産後ケア事業費に1,009万円、コミュニティ・スクール事業、地域学校協働活動事業、高千穂中学校移転改築検討委員会立ち上げ費用、漢字・英語能力検定支援費に269万円などが新年度の主な事業となっています。

審査をするに当たっては、まずもって長く続いたコロナによる疲弊を考慮しているのか、昨年の台風14号で被災した町民に寄り添った支援が盛り込まれた予算編成になっているのか、波及効果や費用対効果が不透明な委託費等を抑制、改善できているのかに着目しました。

また、適材適所で最大の効果が上がる予算計上であるか、これまでの予算・決算審議の附帯意見が反映されているのかを踏まえて、慎重かつ真剣に審査を行いました。

10日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し、各分科会においてさらに詳細な審査を行い、15日までに各分科会の意見を集約しておくよう申し合わせました。

15日の10時から委員会を開催し、各分科会で附帯意見を集約し主査報告を行いました。2名の議員から予算修正案が提出されました。

1件目は、令和5年度高千穂町一般会計予算の土木費、都市計画費、まちづくり事業費の委託料、設計委託料、鉄道公園関係分4,500万円の全額を減額するものです。

提出理由は、この4,500万円は、鉄道公園関係分の関連予算となっており、鉄道公園化事業の町民の理解が不十分な中、また、アドバイザー等決定されていない中、道路関連予算の計上につきましては拙速と考えるとの理由で、修正案が提出されました。

2件目は、令和5年度高千穂町一般会計予算の総務費、総務管理費の企画費、委託料の高千穂鉄道跡地公園化事業者選定支援業務1,627万4,000円、高千穂鉄道公園区域土地鑑定委託業務267万3,000円、立ち木等補償関係測量委託業務904万8,000円の合計2,799万5,000円を減額するものです。

提出理由は、これら経費は高千穂鉄道跡地公園化事業を推進するためのもので、現時点での予

算執行は時期尚早であり、主な理由として、1、2月に住民向け報告会が行われたばかりで、町民の理解が不十分であること、2、鉄道跡地公園化事業について、町民の間で賛否があること、3、鉄道跡地公園化事業について賛否を問う住民投票を求める声が上がっていることが上げられ、修正案が提出されました。

以上の修正案について、全議員から意見を述べてもらい、その後、建設課課長、総合政策課課長、鉄道公園化係長に出席を求め、質疑を交えながら詳細及び補足、減額修正後の状況説明等を行っていただきました。

議員から出た意見内容について要約すると、減額修正案に賛同するものとして、公園化はまだ決定していない、決めてから予算を執行すべき、住民の意見を尊重すべき、予算計上の内容が公園化ありきの内容だ、最優先すべき事業はほかにもある、お金を使うところを見誤っている、このまま推進すると町が二分する、PFIで事業展開している業者から意見を聞く機会をつくってから、あまてらす鉄道との契約を見直し、責任とリスク配分を改めて取り決める必要がある、橋梁点検は鉄道公園化のためだ、計画を一時ストップし、特別委員会で時間をかけて精査すべき、予算の流用も考えていること自体が不信だ、住民理解にもっと注力してから計画を進めては、公民館単位で説明会を実施してからでもよいなどが意見として上がりました。

減額修正案に反対または一部分のみ賛同として上がった内容は、事業者選定支援業務、アドバイザー業務だけは実施しないと、今後の具体的な内容さえ分からなくなる、事業者選定支援業務、アドバイザー業務を実施しておかなければ継続調査する賛否の材料は現状のままになる、立ち木補償や土地鑑定などは本町職員で努力して行い、事業者選定支援業務、アドバイザー業務だけは実施すべき、賛成の町民もいる、橋梁点検は、あまてらす鉄道に貸している以上必要であり、今後も町がすべきなどが意見として上がりました。

よって、令和5年度高千穂町一般会計予算の土木費、都市計画費、まちづくり事業費の委託料、設計委託料、鉄道公園関係分4,500万円の全額を減額する修正案については、討論なく採決の結果、議長と委員長を除く全委員の賛成で可決すべきものと決しました。

次に、令和5年度高千穂町一般会計予算の総務費、総務管理費の企画費、委託料の高千穂鉄道跡地公園化事業者選定支援業務1,627万4,000円、高千穂鉄道公園区域土地鑑定委託業務267万3,000円、立ち木等補償関係測量委託業務904万8,000円の合計2,799万5,000円を減額する修正案については、討論なく採決の結果、議長と委員長を除く委員の賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上の修正案を反映し、決定した附帯意見の内容は以上のようになっています。

総務産業分科会主査報告。

税務課所管に関して。

1、収入未済額、滞納者数が減少傾向にあり、税徴収に努力されていることは評価できる。引き続き、滞納者や家族と連携を密に取り、滞納ゼロを目指すこと。

農林振興課所管に関して。

1、道の駅、鬼八の蔵について、まちづくり公社の経営状況が当初の収支計画と相違ないか定期的に確認するとともに、運営について任せきりになることなく、町としても引き続き両施設の魅力向上に努めること。

2、ファーマーズスクールについて、先進事例に学びながら、研修終了後にスムーズに営農を開始できる体制を確立すること。

3、森林環境譲与税については、引き続き森林保全や再生林などの事業を行うとともに、人材育成にも力を入れること。

4、災害復旧について、関係者と連携しながら一日も早い復旧を目指すこと。

財政課所管に関して。

1、旧TRの高千穂橋梁をはじめ町の財産は財政課において適切に管理すること。

2、予算編成については、各課と連携を図り、査定の時点で確実に執行可能な予算とすること。

総合政策課所管に関して。

1、鉄道跡地公園化事業については、町民の信を問うた上で進めること。

2、まちづくり公社について、令和7年度の自立に向け、ふるさと納税等の収益確保に努めること。

3、高千穂高校魅力化について、人口減少が進む中、高校存続のためには3年版の留学に取り組む必要があるため、課題である住環境の整備に取り組むこと。

建設課所管に関して。

1、災害復旧について、関係者と連携しながら、一日も早い復旧を目指すこと。

2、人口減少に伴い空き家が増加すると思われる。定期的に実態調査をし、持ち主が分かるうちに利活用に取り組むとともに、リフォームに対する補助事業を充実させること。

企画観光課所管に関して。

1、ふれあいバスについて、先進事例を参考に、かつ議会、公民館、老人クラブなどと協議を重ね、利便性向上策を講じ、収支率の向上を図ること。

2、天岩戸の湯について、営業時間の短縮なども含め経費削減を目指すこと。

3、メディアミックス観光プロモーションなどの委託業務については、効果検証に努めるとともに、その成果を議会に報告すること。

4、バレルサウナ等の新規事業については、成果を出すこと。

総務課所管に関して。

1、町政発展のためには、先進地視察は必要不可欠であるため、議会の行政視察にも職員が参加できるよう旅費確保に努めること。

2、消防団について、引き続き操法大会の見直しや機能別団員制度の導入、組織の再編など団員の負担軽減策を講じ、団員確保を図ること。

農地整備課所管に関して。

1、災害復旧について、新年度の作付に間に合うように万全を期すとともに、地元負担が高額なために復旧を断念することがないように、地元負担が高額となる場合における支援の拡大を検討すること。

会計課所管に関して。

1、病院統合に伴い業務量が増える場合には、西臼杵広域行政事務組合からの受託手数料のさらなる増額を検討すること。

文教厚生分科会主査報告。

教育委員会所管に関して。

1、高千穂中学校移転改築については、検討委員会を早期に立ち上げ、方針を決定すること。

2、上野中学校については、生徒数が減少しており、統合について慎重に協議すること。

3、中学校部活動の地域移行については学校と協議し、外部指導者を慎重に選出すること。

保健福祉総合センター所管に関して。

1、出産・子育て応援給付金事業の内容について、対象者に事業の内容を周知すること。

2、給食宅配サービスの土曜日の配達や燃料高騰による手当ての見直しを社協と協議すること。

福祉保健課所管に関して。

1、高千穂産婦人科診療所の最低保証額を見直すとともに、産後ケア事業の取組などを協議すること。

2、出生育児一時金は増額されるが、子育て支援体制についても十分検討すること。

3、保育園・幼稚園の送迎バスの安全装置導入を早急に行うとともに、園への安全管理教育の徹底を図ること。

町民生活課所管に関して。

1、個人番号カード交付の申請率89.4%は評価できる。今後は有効利用していただくよう住民へのアドバイスに努めること。

2、地域猫の不妊手術に係る経費等について検討すること。

以上、30件を附帯意見とします。

これまでの附帯意見に関する関係各課の対応については、早急な改善と努力が十分うかがえますが、昨年同様、委託料金が妥当であるのか不透明な事業やコロナ禍での疲弊、台風14号で被

災した町民に支援することを果たして最優先した上で予算計上した新規事業であったのか、しっかり町民に寄り添い、町民の立場になって考えた施策であったのか納得し難い事業が見受けられました。

また、建設課の予算審査説明資料については、質疑をしなければ詳細が全く見えてこない説明内容であるため、限られた時間内に審査を行うためにも、クリアな説明資料提出は必須条件であろうかと思えます。今後は、総合政策課のような予算説明資料を参考にし、審査に臨むことを要望します。

討論なく採決の結果、修正部分を除く令和5年度高千穂町一般会計予算は、議長と委員長を除く委員の賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案4号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正について。

改正の内容は、公共交通サービスの維持をしていくために使用料を値上げし、収支の改善を図るために、各区間で100円の値上げを行うというものです。

改正の詳細説明では、各区間4キロメートル未満が100円から200円に、4キロメートル以上16キロメートル未満が200円から300円に、16キロメートル以上が300円から400円に、浅ヶ部線・平和町線が全区間100円から200円に、普通定期券に400円区間を新設し、1か月定期券往復が1万4,000円、3か月定期券往復が4万円としています。

3歳以上の子供の使用料は400円区間を新設していますが、100円のまま据置きとなっています。

小中高生限定定期乗車券6か月・往復は、400円区間を新設していますが、これまでの300円区間4万1,000円の最高額を400円区間の料金とし、200円区間をこれまでの100円区間の1万3,700円、300円区間をこれまでの200円区間の2万7,300円の料金としています。

第1種身体障害者・知的障害者A・精神障害者・第2種身体障害者・知的障害者Bについては、大人の400円区間を新設していますが、料金は大人・子供ともに全区間、割引した100円のまま据置きとなっています。

また、日向線の岩戸から登尾間、日出線の岩戸から野々尻間、田原線の河内から米糸間、土呂区線、岩戸五ヶ村線、永の内線、五ヶ所線の全区間も100円のまま据置きとしているとの説明を受けました。

そのほかに、令和4年4月から9月の各集落から三田井方面の利用実績及び平均乗車率の利用者データ、運賃全路線100円値上げに伴う収入シミュレーション、土曜日運行廃止に伴う委託料・燃料費シミュレーション説明、地方バスの赤字額の5分の4が特別交付税措置される説明、高千穂町における今後の公共交通輸送についての案、過去5年の収支、利用者数の説明がなされ

質疑に移りました。

質疑、附帯意見で議会も含めて経費削減できる策を協議するようにとしていたが、値上げすると決めてからの報告であり、住民の意見、住民代表の意見が反映されていない。議案を認めることはできない。答弁は求めず。

質疑、全車両小型化した経費、利用者の推移など把握してからの値上げが妥当ではないか。

答弁、小型化した場合、乗車できない可能性も考えられるため、多くの台数を登録する必要がある。出てくる。

質疑、町外の方が乗車した場合の料金設定や、全区間一律料金の検討はしているのか。

答弁、観光客を含めた別料金設定は一つのアイデアである。これまでの距離別料金の考えの下、100円値上げを提案しており、一律料金については、大幅な値上がりとなることも懸念されるため、今後検討していく。

質疑、廃止路線等の協議結果は現状につながっているのか。

答弁、バス対策会議の中で、各公民館連絡協議会代表6名に参加してもらい、賛成・反対の意見を頂いた。抜本的な改革がないため値上げも仕方ないとの結論に至っている。

質疑、空車が多い時間帯の便数を減らす検討はしているのか。

答弁、検討はしているが、運転手の拘束時間の関係で、始発・最終の時間変更が必要である。

質疑、客貨混載の検討はしたことがあるのか。

答弁、給食配送を検討した事例はあるが、運行時間等の関係で断念した。

質疑、町中心部は利用者が多いため、巡回数を増やす提案は検討されたのか。

答弁、タクシー業者への圧迫を考慮したため対応が遅れたが、現状は多くの路線が町中心部を走っています。

質疑、高千穂鉄橋の点検で、今後5年に1度1,600万円を使うようだが、バス事業の赤字額の8割は交付税で戻ってくる。福祉バスと捉え赤字は覚悟すべき時代に来たのではないか。答弁は求めず。

質疑、弱者の救済や福祉のためなら赤字は悪くない。鉄道歩廊化の予算をここに充当すれば問題は簡単に解決するのではないか。

答弁、赤字の2割は町の手出しで、今は1,400万円だが2,000万円になったらどうなるのかと心配をしている。鉄道歩廊化は将来に向けての夢のある事業なので、バスの件とは切り離して進めていきたい。

質疑、乗車人数的には、普通車のハイブリッド車で対応できる区間もあると思う。燃料費の削減・燃費向上の面から導入を検討しては。

答弁、検討はしたが、導入価格は現在の車両とさほど変わらない。乗り降りのスペースや手す

り、ステップなどは現在の車両がバス向きである。

質疑、小型化された10人乗りは普通免許でよいのか。また、1種・2種はどうか。

答弁、10人乗りは普通免許でいいが、有償なので2種免許が必要です。ただし、市町村輸送サービス運転免許者講習を受ければ1種免許でも運転が可能となります。福祉バスについては1種免許でも問題ないとのことでした。

以上で質疑を終了し、3月15日に討論、採決を行いました。

討論では反対討論がありました。

反対内容は、議会への提案理由前に議長と総務産業常任委員長には料金値上げの条例改正周知はされたようだが、議会を除いた場で協議し、料金を値上げするといった結論の報告では、住民の意見が十分に反映されているとは思えない。

高齢者をはじめとする交通弱者は、コロナ禍、感染拡大防止や自己防衛の観点から、極力外出を控え、病院診療も必要最低限に生活をしてきたものと考えている。コロナから解放されようとしているこの状況において、バス料金の値上げは心苦しい。たとえ100円の値上げでも往復では200円となり、毎月、年間として考えると利用者への負担は大きく、賛成することはできないとのことでした。

賛成討論はなく採決の結果、議長と委員長を除く委員の賛成少数、反対多数で否決するべきものと決しました。

以上が、付託議案2件の審査結果となります。

今回の修正や否決が、今後の補正予算や次年度予算にどのように反映されるのか、議会もブレーキをかけた以上、責任を強く持って対応する所存であります。執行部と共に知恵を出し合い、町政発展を考えていること、決して鉄道公園化について全てを否定し、断固反対をしているわけではないということを御理解していただきたいと思います。

最後に、本定例会で退職される方々におかれましては、長年、公務員ということで窮屈な面も多々あったことかと思えます。セカンドライフは目いっぱい羽を伸ばし、穏やかに、悠々自適に過ごしていただきたいと思えます。

以上で、令和5年度一般会計予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告、質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましても、省略することに決定しました。

次に、議案第4号及び議案第19号の討論、採決を行います。

初めに、議案第4号高千穂町バス事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

委員長報告は否決の報告でありましたので、原案に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号に対する委員長の報告は否決すべきものと決した旨の報告でありました。したがって、議案第4号は原案について採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立少数であります。したがって、議案第4号は否決されました。

続いて、議案第19号令和5年度高千穂町一般会計予算について討論を行います。

委員長から修正案の報告でありましたので、原案に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第19号における委員長の報告は修正可決でありましたので、まず、お手元の修正案について採決を行います。

委員長報告の修正案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、修正案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、修正案を除く原案について採決を行います。委員長の報告は附帯意見を付して可決すべきものと決した旨の報告でありました。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、修正案を除く原案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいまの議決をもって令和5年度一般会計予算審査特別委員会は設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第9号

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第21号

日程第9. 議案第26号

日程第10. 議案第27号

日程第11. 議案第28号

日程第12. 議案第32号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、議案第2号から日程第12、議案第32号までの10件を一括議題とします。

初めに、この議案10件について総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 令和5年第1回高千穂町議会定例会本会議2日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案9件及び本会議3日目に付託されました議案1件について、審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査は、3月7日、15日の2日間で主管課長及び担当職員出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第2号高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正についてです。

本会議初日に、高千穂町議会の個人情報の保護に関する条例が可決しました。同条例では、議長が審査会に諮問をしなければならない事項や、審査会に諮問することができる事項が定められています。

今回の改正は、そうした諮問を高千穂町個人情報保護審査会が応じることができるようにするためのものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、これまでに本町で個人情報保護審査会が開かれたことはあるのか。

答弁、本町において、審査会が開かれたことはないと思います。

以上で質疑を終了しました。討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決

しました。

次に、議案第3号たかちほ再生支援利子補給金基金条例の制定についてです。

本案は、原油・原材料の価格高騰による影響を受けた町内中小企業者の事業資金調達の円滑化及び経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度みやざき再生支援特別貸付けの利用者に対して、町がその利子補給を3年間行うこととしており、来年度以降の利子補給額を基金として積み立てるための条例制定です。

締切りが3月31日までで、議案の審査をした3月7日時点で16社が融資を受けています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、コロナ禍における第3弾の融資制度とのことだが、これまでの融資実績は。

答弁、第1弾は10社、第2弾は10社、今回の第3弾が3月7日時点で16社です。

質疑、前回議会の高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例と同様の趣旨の条例制定と思われるが、本来なら、前回議会において本条例を制定するべきではなかったか。

答弁、前回議会の段階では、総合政策課から、また条例の制定が必要になるかもしれないとまでしか聞いていなかったため、今回での制定となりました。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、総合政策課と企画観光課の横の連携が取れていれば、前回議会において効率よく一括にて審査ができたものと思われる。縦割り行政の弊害はよく指摘されますが、職員の皆様におかれましては、いま一度、課の職員である前に町の職員であるとの認識を持っていただき、率先垂範の精神で業務に取り組んでいただきますよう要望いたします。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について、議案第10号高千穂町下水道条例の一部改正について及び議案第11号高千穂町上水道給水条例の一部改正について、一括して審査をしました。

3議案に共通している改正内容は、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることに伴い、請求書に正確な消費税額を提示する必要があるため、現在行っている10円未満の端数処理を1円未満切捨てと改めるものです。

なお、議案第9号については、令和3年度に統合した中瀬簡易水道組合の水道料金について、上水道料金と同一とする改正もあります。

いずれの改正も、本年4月使用分から適応されます。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、これまでどのように端数処理をしていたのか。

答弁、上水道と簡易水道については、端数が5円から9円の場合は5円に、端数が1円から

4円の場合はゼロ円としていました。下水道は10円未満については切捨てしてしていました。

なお、もしこの改正をしなければ、端数処理した金額から正確な消費税額を算出する必要があり、非常に手間がかかります。

以上で質疑を終了しました。

3議案とも討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,804万9,000円です。

歳入の主なものは、使用料6,194万5,000円、一般会計からの繰入金2,574万円です。

歳出の主なものは、各種保守管理業務や変更認可申請設計業務などの委託料、修繕料や光熱水費などの需要費、職員の人件費、水質検査等手数料などの役務費です。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、未統合の簡易水道組合は幾つあるのか。

答弁、26組合のうち統合済みが15組合、未統合が11組合です。

なお、未統合の民営簡易水道組合1つが、戸数が少なく、運営上の都合により簡易水道から外れる予定となっています。そのため、未統合の組合が1つ減る見込みです。

質疑、上水道については料金の値上げを予定されているが、簡易水道についてはどうか。

答弁、料金で施設を維持管理していくことが原則であり、現在、施設はどんどん老朽化しています。そのため、いずれは簡易水道についても料金の見直しが必要になると思います。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、給水人口の減少による料金の減少や施設の老朽化により、いずれは簡易水道の料金について見直す必要が出てくると思われる。水道は生活に不可欠であるため、将来世代に過重な負担を強いることにならぬよう、将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画と体制づくりを要望いたします。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和5年度高千穂町下水道事業会計予算についてです。

下水道事業は、令和5年度から企業会計に移行します。

収益的収入は2億3,365万7,000円で、内訳は下水道使用料を主とした営業収益7,350万3,000円、一般会計補助金を主とした営業外収益1億6,015万4,000円です。

収益的支出は2億2,682万4,000円で、主なものは減価償却費、浄化センター管理委託料などの処理場費、職員人件費などの総係費、マンホールポンプの電気料や維持管理業務委託料

などの管渠費です。

資本的収入は5,228万5,000円で、主なものは一般会計出資金、工事負担金です。

資本的支出は1億1,597万8,000円で、主なものは企業債償還金です。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、経営戦略策定のための予算がついているが、詳細な説明を。

答弁、現在も簡素な経営戦略はあるが、将来を見越した経営的な展望までできていません。一方、総務省が将来を見越した経営戦略の策定を求めており、これがないと補助金をもらうことができません。令和5年度から企業会計に移行することで、正確な経営指標を出すことができるため、それを基に料金が適正かどうかなど、国の指導が入ることもあると思います。

質疑、未収金の内訳は。

答弁、未収金には、滞納金とただ単にまだ納付期限が来ていないだけの未収金も含まれます。

そのため、基本的には決算のときに実際の滞納金が確定します。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、次の2点を要望いたします。

1、下水道事業は、観光地である高千穂町にとっては必要不可欠な事業であるため、将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画と体制づくりに取り組むこと。

2、事業の継続のためには料金徴収が重要であるため、未収金の内訳及び未収金対策を示すこと。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和5年度高千穂町水道事業会計予算についてです。

収益的収入は1億4,396万6,000円で、主なものは水道料金です。

収益的支出は1億4,326万2,000円で、主なものは職員の人件費、水道施設の維持・管理・点検等委託料、施設修繕料、電気等動力費、減価償却費などです。

資本的収入は2,200万3,000円で、主なものは企業債と補償金です。

資本的支出は4,093万9,000円で、主なものは管路更新工事設計業務委託などを含む建設改良費と企業債償還金です。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、松能橋田口野線の道路改良に伴い、水道管の移設工事が必要になると思うが、同時に下水道管の移設も一緒に発注し、コスト削減することは可能か。

答弁、水道管と下水道管で求められる条件が必ずしも同じではありませんが、条件が合えば可能だと思います。

質疑、目標として令和6年1月から20～30%の値上げを検討しているとのことだが、老朽

化した水道管を更新していくには、さらなる値上げも必要では。

答弁、令和6年1月以降については、5年サイクルでさらなる料金改定が必要かどうかを見直すこととしています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、次の2点を要望いたします。

1、料金改定については早い段階からの周知に取り組み、町民の理解を得られるよう努めること。

2、事業の継続のためには料金徴収が重要であるため、未収金の内訳及び未収金対策を示すこと。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号辺地総合整備計画の策定についてです。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、この計画に基づいて実施する公共施設等の整備について、必要となる経費に辺地対策事業債を活用するため、令和5年度から9年度までの5か年計画を策定するものです。

具体的な内容は、上岩戸地区の林道椿原線の整備と登尾橋など町道の3つの橋梁の補修です。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、林道椿原線は以前から整備しているが、なぜ今さら辺地計画ができたのか。

答弁、これまでは辺地の対象外における整備でしたが、今後は辺地の対象内における整備となるからです。

質疑、辺地に該当するのは町内に何箇所あるのか。

答弁、上岩戸、押方の五ヶ村、花の群、山附、向山南の5地区です。

質疑、今回の地区以外で、今後、新たな辺地計画を予定しているのか。

答弁、辺地地域で公共事業を実施する計画がある場合において、辺地計画を立て辺地債を申請するという流れであるため、計画がない段階で辺地計画を立てることはありません。

質疑、今回の計画の実際の担当部署は農林振興課と建設課であるが、なぜ総合政策課が計画を策定するのか。

答弁、もともと企画観光課の地域振興係の担当だった業務を、総合政策室のときから引き継いでいます。総合政策課が事業課から事業費をヒアリングした後、県と協議しています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、事業課の担当職員は、事業の財源が何かについて正確に把握していない場合も少なくないと思受けられる。町の事業は何事も財源があつての事業であるため、財源を意識しながら事業に取り組むことを要望いたします。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、台風14号災害の早期復旧のため、ほかの自治体から派遣していただいている職員に対し、災害対策基本法に基づく災害派遣手当を支給できるようにするためのものです。

既に、建設課に1名、農林振興課に1名、来ていただいております。新年度には農地整備課に1名来ていただける予定となっています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、災害派遣手当は町が負担するのか。

答弁、町が一旦お支払いをし、後で国の特別交付税でもらうことができます。

質疑、こうした条例改正をしておくようにといった国からの通知はこれまでになかったのか。

答弁、なかったと思います。宮崎県ではこうした条例改正をしていたようですが、県内の市町村ではほとんどしていなかったようです。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、派遣された職員と町職員が協働する中で、お互いに学び合い、専門知識や能力が向上し、今回の経験がその後のキャリアにも大いに生かされることを期待いたします。

討論なく採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案10件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号から議案第32号の討論、採決を行います。

初めに、議案第2号高千穂町個人情報保護審査会条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第2号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第2号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号たかちほ再生支援利子補給基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第3号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第9号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号高千穂町下水道条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第10号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第10号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号高千穂町上水道給水条例の一部改正についての討論を行います。討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第11号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号令和5年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第21号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第26号令和5年度高千穂町下水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第26号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第26号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第27号令和5年度高千穂町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第27号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第27号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第28号辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第32号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第32号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第32号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり

り可決されました。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

午後2時32分休憩

.....

午後2時43分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第13. 議案第5号

日程第14. 議案第6号

日程第15. 議案第7号

日程第16. 議案第8号

日程第17. 議案第20号

日程第18. 議案第22号

日程第19. 議案第23号

日程第20. 議案第24号

日程第21. 議案第25号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第13、議案第5号から日程第21、議案第25号までの9件を一括議題とします。

初めに、この議案9件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） 令和5年度第1回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました福祉保険課所管6件、保健センター所管2件、病院所管1件、計9件の議案について、審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管、議案第5号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について。

国の少子化は危機的状況にあり、骨太の方針において、妊娠、出産支援として出産育児一時金の総額をはじめとして、経済的負担の軽減について議論を進めるとされました。そこで、政府は出産育児一時金を50万円にすることにしました。

今回の改正は、第7条の2第1項の中の出産育児一時金を現在の40万8,000円から8万円増額し、48万8,000円とし、これに産科医療保障制度の掛金1万2,000円を合わせ、合計50万円となります。

この改正は、令和5年4月1日から施行され、施行日以降に出生した子供から適用されます。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、産科医療保障制度の掛金は病院が掛けているのか。

答弁、そうである。

質疑、本町の現在の出産費用の額はどのぐらいか。

答弁、40万ほどであり、手出しはしないと思われる。

委員会から、国からの事業だけでなく、本町独自の少子化対策も考えていくよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

国は、体罰等によらない子育て推進のため、児童虐待を正当化する口実に利用されている民法822条「親権者は監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」を削除し、民法821条「子の監護及び教育をするに当たって、子の人格を尊重し、その年齢及び発達の程度に配慮し、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とする規定を追加しました。

あわせて、児童福祉法の児童福祉施設等の施設長は、児童等に行う措置について、その内容から懲戒を削除しました。これにより、国の施設等の運営に関する基準に示されていた施設長等による懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されました。

今回の改正は、条例の26条、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものです。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、本町において、民法に触れる事例や事故が過去になかったか。

答弁、本町での事例や事故はなかった。

質疑、これまでは「懲戒することができる」であったが、改正後は「懲戒することはできない」でよいのか。

答弁、そうである。懲戒がなくなることから、懲戒に係る権限の濫用禁止は削除した。

委員会から、条例改正だけでなく、現場での監視機能の強化も視野に入れて取り組むよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第7号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

保育所の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生しています。そこで、国は保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実行するための計画の策定を義務化するとともに、送迎バス運行時の

所在確認、ブザーなどの安全装置の設置について義務化しました。

また、児童福祉施設等に社会福祉施設が併設していた場合、各施設の特有の設備、利用している児童の保護に直接従事する職員は、併設する施設の設備、職員を兼ねることはできなかったが、保育所等の設備や職員を活用し、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むように特有の設備、専従の人員についても供用、兼務ができることになりました。

今回の改正は、第7条の2、安全計画の策定等、第7条の3、自動車を運行する際の所在の確認を追加し、第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を改正し、議案第6号と同様に、第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものであります。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、安全装置とはどのようなものか。

答弁、バスの後方まで行かないとブザーのスイッチを切ることができないような仕組みの装置である。

質疑、設置時期はいつか。

答弁、義務化は4月1日で、設置は5年度中であり、予算も新年度予算に上げている。

保育所等における子供の安全を守るためにも、早急な設置を要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第8号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

国は、障害児入所施設等においては、感染症発生時や非常災害時の業務継続に向けた計画の策定等を義務化しています。また、放課後児童健全育成事業所については、感染症または食中毒予防及び蔓延防止のための必要な措置を講ずる努力義務が課せられていますが、具体的な内容は規定されていませんでした。

そこで今回、放課後児童健全育成事業所においては、感染症や非常災害の発生時における早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定を努力義務化しました。

議案7号と同様に、第6条の2、安全計画の策定等、第6条の3、自動車を運行する場合の所在確認の規定を追加し、第12条の2に業務継続計画の策定等を新たに追加するものであります。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、計画の作成において努力義務とあるが、作成はしなくてもよいのか。

答弁、令和5年度は努力義務であるが、令和6年度は義務化になるので準備をする。

質疑、町営施設の長の取組方針は。

答弁、町としては、令和5年度中に着手していきたいと考えている。

委員会から、安全計画及び業務継続計画の作成に当たり、現場と情報を共有し実動できる計画

作成に努めるよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,006万4,000円計上しており、前年度より5,371万5,000円、3%の増となっております。

今年2月1日現在の国保加入世帯は1,912世帯、被保険者数は3,014名であり、昨年同時期に比して、58世帯、189名の減となっております。

健全な国保運営を図るには、医療費の抑制が必要であり、そのために健診やその後の指導など、保健予防活動を積極的に推進したいと思います。

また、健診受診率は、今年度2月1日現在58.1%で過去最高ですが、目標の60%に届かない状況です。

健診受診率が保健予防活動の基礎データとなることから、目標の受診率の60%を達成できるように努力をします。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、医療費が年々上がっているのでは。

答弁、コロナ発生後、受診控えで一旦下がった分が元に戻ってきている状況であり、高額療養費の変動も同様である。

質疑、特定健診の受診率がアップしているが、何らかの努力をされたのか。

答弁、直接健診を受けなくても、健診と同じ項目を受診された方の情報を町病院から頂いている。

質疑、介護納付金の4年度の予算は3,036万円、今年度は369万円の減額であるがなぜか。

答弁、団塊の世代の方々の年齢が上がり、介護分を支払う40代から60代の被保険者が減っています。

委員会から、特定健診目標の60%受診に向けて、さらなる努力をするように要望いたしました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度の予算については、歳入歳出それぞれ1億9,802万1,000円を計上しており、前年度より1,800万1,000円、10%の増です。

今年2月1日現在の被保険者数は2,655名で、昨年より6名減少しました。

健診受診率は、12月末現在33.9%で、令和2年度、3年度の32~33%から上昇して

います。

今後は、被保険者の意識改革を行いながら医療抑制を図るため、健康予防活動を積極的に推進し、健全運営に務めます。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、後期高齢者数の推移は。

答弁、75歳以上の人口は減少に転じてきているが、人口比率は上がっている。

質疑、滞納繰越しが54万円あるが、増減は。

答弁、毎年少しずつ減っている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、保健センター所管、議案第22号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算。

歳入歳出の総額が814万8,000円と定めるものです。

前年度比529万4,000円の減額であり、理由は、介護認定審査会の業務を正職員が行っていたが、今回、会計年度任用職員を配置したことが主な要因です。

歳入について、分担金及び負担金を814万7,000円計上していますが、運営経費は西臼杵3町で負担しています。職員が介護保険事業の業務と兼務しているため、人件費の2分の1を高千穂町負担とし、その額を除いた経費を3町で均等に負担するものです。

歳出は、介護認定審査会費として814万7,000円を計上しています。うち運営経費として561万2,000円、事務局費253万5,000円計上していますが、前年比529万4,000円の減です。

これは、事務局に会計年度任用職員を専属で配置したためであり、これまでの正職員と比較して人件費が減額となります。そのため、歳入の3町の負担額も減額になっています。

業務内容は、74項目の調査項目を調査員に調査していただき、その結果をシステムによる1次判定を行った後、審査員が2次判定を行い、介護度を決定します。

審査員は10名おり、2グループに分け、月に約3回、木曜日に開催しています。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、3町の負担額は。

答弁、高千穂町348万7,000円、日之影・五ヶ瀬町233万円である。

質疑、年間の審査件数は何件か。

答弁、605件の審査を行った。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億7,313万円、介護サービス事業勘

定の歳入歳出の予算は、それぞれ1,474万3,000円です。

まず、保険事業勘定。

歳入は前年比1,386万5,000円の増額となっています。

保険料が2億4,382万9,000円で、65歳以上の第1号保険者からの保険料です。

歳出は、総務費が前年度比1,452万4,000円の増額ですが、職員の人件費及び電算システム保守委託料、介護認定調査費、第9期介護計画策定委託料です。

保険給付費は前年度比195万円の増額ですが、サービス利用による保険給付費の見込みによる計上です。

次に、介護サービス勘定。

歳入は、サービス収入が712万9,000円で、要支援、要介護の方のケアプラン作成による収入です。

繰入金761万4,000円は、保険事業勘定からの繰入れが主なものです。

歳出は、総務費が874万2,000円で、職員の人件費及び研修費、公用車入替えに伴う備品購入費が主なものです。

サービス事業費が600万1,000円で、会計年度任用職員の人件費や地域包括支援システム使用料が主なものです。

説明を受け、質疑に移りました。

保険事業勘定の質疑。

質疑、被保険者数は何名か。

答弁、9段階に分かれているが、まとめると総数4,759人である。

質疑、サロン、サテライト利用者の増減は。

答弁、減っている。3月6日に担当者会議があり、来年度は広報に力を入れるように話し合った。

質疑、答弁の後、高齢者実態調査事業について議員から、高齢者宅に出向き、話を聞く本事業は大切なことであり、よい事業であると思う。また、職員の努力は評価できるものと思う。本事業の結果を他の事業に反映させるように頑張ってもらいたいとの意見がありました。

介護サービス勘定への質疑。

質疑、要介護者の増減はどうか。

答弁、3月現在で645人であり、昨年度は622人である。

質疑、要介護5で居宅介護されている方はいるのか。

答弁、数人いる。また、施設入居待機者が173名いる。

委員会からは、今後も社協や事業者との連携を図り、さらなる介護サービスを目指すよう要望

しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、町病院所管。

議案第25号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算。

事業概要説明、令和6年4月の西臼杵3町立病院の経営統合に向けて、本年4月から病床機能の改編で療養病床60床を一般病床にして、一般病床120床体制で行います。

年間患者数は、入院3万2,850人、外来9万2,496人、1日平均入院90人、外来376人と見込んでいます。

歳入について、病院事業収益の総額を21億1,600万1,000円、1.6%の増です。

医業収益は18億7,979万5,000円で、入院収益及び外来収益とも増であり、一般病床が療養病床に比して、入院等も診療報酬が高いことから増えると見込んでいます。

医業外収益は2億3,620万5,000円で、他会計補助金はコロナ関係で減になるが、負担金交付金の増が見込まれています。

歳出について、病院医業費用24億5,451万7,000円、2.5%の増です。

内訳については、医業費用が22億9,736万2,000円、医業外費用が1億5,355万4,000円、特別損失360万1,000円です。

説明を受け、質疑に入りました。

質疑、今回、エレベーターの修繕が上がっているが、統合後では駄目なのか。

答弁、巻き上げ機の耐用年数が過ぎるため、安全面を考慮して修繕をする。

質疑、医師住宅修繕費等に1,100万円計上してあるが、内容は。

答弁、病院横の駐車場の整備に800万円、残り300万円で住宅修繕の予定である。

質疑、駐車場整備に関連して、令和4年度補正で病院駐車場舗装工事費が1,392万9,000円の減額補正をしているが、関連性はあるのか。

答弁、本事業については、病院上の砂利の駐車場を舗装する予定であったが、一旦中止となったために減額したものであり、関連性はない。

委員会からは、委員会説明資料の表記改善と、6年度統合再編に向けた準備のための1年間であり、万全を期すよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号から議案第25号の討論、採決を行います。

初めに、議案第5号高千穂町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第5号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号高千穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第6号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号高千穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第7号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号高千穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第8号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号令和5年度高千穂町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第20号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号令和5年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第22号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第22号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号令和5年度高千穂町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第23号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第24号令和5年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第24号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号令和5年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第25号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第25号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 発委第2号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第22、発委第2号鉄道公園化に関する特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員長から委員長名で提出されたものであります。

ここでお諮りします。発委第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、発委第2号につきましては、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから発委第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、発委第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議会運営委員長から提出されました発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。よって、発委第2号鉄道公園化に関する特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま鉄道公園化に関する特別委員会が設置されました。

これから直ちに高千穂町議会委員会条例第7条第4項の規定により、委員の選任を行います。

ここでお諮りします。鉄道公園化に関する特別委員会に関しては、議長を含む全議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、鉄道公園化に関する特別委員会には、議長を含む全議員の13名が選任されました。

なお、特別委員会には、委員会条例第8条の規定により正副委員長を置き、正副委員長は委員会において互選することになっています。したがって、次の休憩中に年長委員において委員会を開かれ、正副委員長の互選を行い、その結果を議長に御報告願います。

暫時休憩いたします。

午後3時18分休憩

.....
午後3時29分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきにかかれまして鉄道公園化に関する特別委員会におきまして、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

委員長に板倉哲男議員、副委員長に馬原英治議員の両名がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

日程第 2 3. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 2 3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会、各委員長から会議規則第 7 5 条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 4. 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 2 4、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から、調査中の事件について中間報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から、調査中の事件について中間報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、佐藤定信議員、登壇願います。

○九州中央自動車道整備促進対策特別委員長（佐藤 定信議員） 報告いたします。令和 5 年 1 月 1 7 日、甲斐建設課長、佐藤雄二高速道路対策専門員の出席を求め、議員全員出席の下、特別委員会を開催しました。

九州中央自動車道全長 9 5 キロメートルのうち、現在約 3 1 キロメートル、3 2 %が開通しているということですが、現在の進捗状況について説明を受けました。

五ヶ瀬高千穂道路 9. 2 キロメートルにおいては、全体事業費 5 5 9 億円ですが、令和

4年度の当初予算が17億3,500万、補正予算4億7,300万、合計22億800万円であります。

用地取得状況は、契約済みが高千穂町内28件、五ヶ瀬町内26件、計54件で、全体面積の25%ということであります。

住宅等移転補償においては、高千穂町関係者36人のうち5件、五ヶ瀬町関係者7人のうち5件が契約済み、また、工事の実施地区は押方地区工事用道路設置工事、越次地区工事用道路設置工事、室野地区改良工事が行われ、今後の工事発注予定箇所として、童里トンネル、延長491メートルが今年1月に入札、請負額43億6,700万円で5月に着工予定、並びに町道薑谷線工事用道路850メートルの建設が予定されております。

一方、国道218号高千穂雲海橋道路であります、延長3.3キロメートル、全体の事業費160億円、令和4年度の当初予算1億、補正予算1,000万円ありますが、当区間においては、昨年1月に中心杭打ち式が行われ、現在、詳細設計実施中であり、3月末に地権者並びに関係者を対象に説明会を行うということであります。

その他の関連事業として、吾平宅地造成が令和5年度で行われ、11区画を分譲予定、折原残土処分場も5年度工事予定で、約4万立米埋立て可能となります。

熊本県側も着々と進行中であり、中央道路の必要性については常に指摘されており、御案内のとおりであります、まだまだ道半ばで完成までにはかなりの年数がかかると思われます。

先日、町長の行政報告でも、西臼杵3町建設協議会を立ち上げ活動していく旨の報告がありました。私ども議会も3町それぞれ特別委員会を立ち上げておりますが、先月、2月の15日、3町の正副委員長が集まり、協議の結果、今後は西臼杵郡3町議会特別委員会一体となって活動していくということで、意思統一がなされました。

一年でも早い完成を目指し、強力な要望、陳情活動が必要と思われれます。今後とも皆様方のさらなる御支援、御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

九州中央自動車道整備促進対策特別委員会委員長。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会委員長からの中間報告が終わりました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和5年第1回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会頂きました本定例会におきましては、令和5年度の各会計当初予算、条例改正、令和4年度の補正予算、監査委員、教育委員の任命同意など、追加議案も含めまして31件の重要案件につき、19日間にわたりまして熱心かつ慎重に御審議を頂き誠にありがとう

ございました。厚く御礼を申し上げます。

特に、例年3月議会では、一般会計当初予算案について、特別委員会を設置頂いた上で詳細に審査を頂き、様々に御意見、御提言を頂戴しているところでございます。今回、一部新年度予算案では、議会から御提示を頂きました修正案にて可決を頂きました。これにつきましては、一部まだまだ町民の皆様の御理解が得られる段階ではなく、現時点での予算承認は難しいとの判断であると受け止めておりまして、今後さらに時間をかけ、広く御意見を伺いながら御理解が得られますよう協議し、内容を詰めてまいりたいと存じます。また、条例改正案につきましても、同様でございます。

今回の反省点を踏まえまして、今後の議案上程につきましては、さらに慎重を期し、議員の皆様方との情報共有に努めてまいります。

一般質問も含めまして様々に頂戴いたしました御意見、御提言は、新年度の事業執行と効果的な予算執行につなげてまいります。

さて、3月に入りまして、高校や中学校の卒業式に出席をいたしました。3月13日以降はマスクの着用ルールが緩和されたこともありまして、入退場や卒業証書授与の場面ではマスクを外し、清々しい表情で卒業する姿が見られました。高千穂中学校の卒業式でも、校歌や卒業式の歌など通常どおりの卒業式となり、これぞ卒業式という感動的な卒業式でありました。

5月の8日からは、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが第2類から第5類へ引き下げられる予定であり、人の動きもさらに活発になると期待をされます。新年度は、様々な祭りやイベントも再開をされると思いますので、そのことも併せ、新年度はぜひ、さらに活気ある高千穂町となるよう様々な施策の展開に努めてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも御多忙な日々が続くと存じますが、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続き本町発展のため御尽力を頂き、また御協力、御助言を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日までの19日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、また、議事運営に対しまして御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和5年度一般会計予算につきまして修正が行われました。予算執行においては、少ない予算で最大の効果と言われるように、使う工面より使わない工面を工夫することが重要であると考えます。また、附帯意見も提出されていますので、御提言をお酌み取り頂き、可能なものから早急に反映していただくよう望むものであります。

結びに、議員各位並びに執行部ともにさらなる町政発展に一層の御尽力をお願いし、閉会の挨拶

拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで令和5年第1回高千穂町議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員